

平成 3 0 年 8 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 8 月 28 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 81 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 平成 30 年 8 月 28 日 (火)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 25 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 81 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 42 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて

議案第 43 号 農用地利用集積計画について

議案第 44 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第 45 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明について

議案第 46 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について

議案第 47 号 農業振興地域整備計画の変更について

(2) 報告

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 4 号 現況証明について

報告第 5 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

報告第 6 号 農地等の現況について裁判官からの照会に対する調査結果に
ついて

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者

事務局

事務局長 鈴木孝昌
主幹 及部祥宏
主任主事 大和田拓
主事 小口博之

農業企画課

専門員 福井恒夫
主事 長谷川貴紀
主事 森本裕之

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 8 月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしくお願いいたします。

議長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思います、異議ございませ

んか。

委員全員
議長 「異議なし」

異議なしと認め、議席番号 6 番今泉武男委員、同 7 番神谷明男委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、16 日の書類説明会、農業委員による現地調査、及び 21 日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

21 日の農地審査会以降、農地法第 3 条関係の変更、取下げ、保留はございません。

本日は、議案の他に、議案第 39 号農地法第 3 条許可申請の番号 1 番の新規就農の案件について、21 日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

21 日の審査会以降、4,5 条関係におきましては特に変更・取下げ等はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 39 号、1 ページをお願いします。

番号 1 番の農地所有適格法人として新規就農を図る案件について説明します。

権利の種類は、賃借権の設定です。

申請者は、株式の譲渡制限を設けている公開会社ではない株式会社です。農地法第 2 条第 3 項各号の農地所有適格法人の要

件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、主たる事業は、胡蝶蘭の栽培です。

第2号、構成員については3名であり、うち2名が法人の行う農作業に250日、うち1名が150日従事する予定で、農業関係者の議決権割合が100%と過半数を占めております。

第3号、第4号、代表取締役については2名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に250日従事する予定です。その他取締役については2名で、法人の行う農作業に240日及び150日従事する予定です。また、うち1名が法人の常時従事者たる構成員であります。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、法人の常時従事者たる構成員の農作業暦は35年で、農機具については、トラック1台を所有しています。農作業は代表取締役2名の他に取締役2名とパート14人が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第5号、権利の設定後、耕作面積は、2,851㎡ですが、既存の施設を使用して胡蝶蘭を栽培する計画で、農地法施行令第2条第3項第1号に規定する集約的な経営に該当します。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。 質疑、意見のある方は、発言願います。
委 員 議 長	「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑 を打ち切ります。 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり、「農 地法関係事務に係る処理基準」に基づき「正当な理由なく効率的 に利用していないと認められる場合は許可を取り消す」旨の条件 を付して、許可することに決して、異議ございませんか。
委員全員 議 長	「異議なし」 異議なしと認めます。 よって本案は、さよう決しました。 続きまして、議案第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申 請について」を議題といたします。 番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。説明させていただきます。 議案第40号、2ページをお願いします。 転用目的については、番号1番、2番が鶏卵生産施設等、番号 3、4番が太陽光発電設備、5番が自己用住宅等、番号6番が農家 用住宅等です。 農地種別について、2種農地と判断されるのは、番号3番で す。1種農地と判断されるのは、番号4番から6番ですが、すべて 許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるの は、番号1番、2番ですが、農業用施設に該当します。 資力について、借入金のみは、番号1番から4番です。自己資 金のみは、番号5番、6番です。 信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。 転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、 該当ありません。 遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成 30年10月1日から平成30年11月1日に着工し、平成30年10月31日 から平成31年3月31日までに完了する計画である記載がありま す。 他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市

計画法上の申請番がされているのは、号1番、2番、5番、6番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号5番は申請外宅地が225㎡、番号6番は申請外宅地が425.19㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、2番、4番、6番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号3番、5番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することとし、番号1番及び2番については、農地法第4条第4項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から20番までの20件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第41号、3ページから5ページをお願いします。

権利の種類については、所有権移転は、番号1番から4番、6番から13番、16番、18番、20番です。賃借権の設定は、番号14番、15番です。使用貸借による権利の設定は、番号5番、17番、19番です。

転用目的については、番号1番、3番から6番、10番から12番、14番、15番が太陽光発電設備、番号2番が工場等、番号7番、16番、20番が資材置場等、番号8番、9番、17番、18番が分家住宅等、番号13番が車両置場、番号19番が休憩室等です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号13番、17番、18番です。2種農地と判断されるのは、番号3番から5番、7番、12番、14番から16番、20番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、2番、6番、8番から11番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは、番号19番ですが、農業用施設に該当します。

資力について、自己資金及び借入金は、番号1番、12番、18番です。自己資金のみは、番号6番、7番、13番、16番、20番です。借入金のみは、番号2番から5番、8番から11番、14番、15番、17番、19番です。

信用性について、番号20番は、始末書が添付されています。その他案件は、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、番号20番はすでに完了しております。その他の案件については、平成30年9月21日から平成30年11月1日までに着工し、平成30年10月30日から平成31年4月30日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号2番、8番、9番、17番から19番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番は申請外池沼が193㎡、番号3番は申請外原野が350㎡、番号10番が申請外山林が227㎡、番号11番が申請外山林が126㎡、番号19番が申請外宅地等が1,994.94㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計

画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号3番から7番、9番、11番、13番から15番、18番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号1番、2番、8番、10番、12番、16番、17番、19番、20番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

村松委員

はい、議長。

No.17 の分家住宅の案件を私が審査をしましたが、その審査項目の中で、地主側の残りの農地を荒らさないことを確認しましたが、申請地も草が繁茂していて、ご本人自体の体調が悪いため、農地の管理が出来ない恐れがあるようです。

その場合、許可は認めたけど、今後の農地の管理について、農業委員会がどのように係わっていくのか教えてください。

事務局

はい、議長。

まず、今回の分家の転用許可の条件に地主側の残りの農地管理が対象となることはありません。あくまで、今回の許可申請とは別のものと考えてください。

今回の場合には、分家を建てる娘さんが、今後はお父さんを助け農業を手伝うことを申請書の中で記載がありますので、当面は、様子を見る状況だと思います。

その後、仮に荒らしている場合は、農地パトロールなどで現状を把握し、必要に応じて指導を行うことになります。

村松委員

わかりました。

議長

他にはありませんか。

委員

「進 行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号２番、３番及び７番については、農地法第５条第３項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第４２号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号１番の１件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第４２号、６ページをお願いします。

番号１番については、当初の賃借権の設定から、地上権の設定に権利の種類を変更する必要があるため、事業計画変更承認願いを申請するものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、「可」とする意見を付して、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第４３号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号１番の１件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第４３号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、7月25日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転件について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、1件1筆330㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる8月21日の農地審査会において、村松史子委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

白井委員 はい。確認ですが、売買価格がかなり高額になっていますが、ハウスでもありますか。

事務局 はい。金額については、面接の際に確認しましたが、当事者間で決めた金額だそうです。

中島委員 はい。地元の方ですので、状況を知っていますが、実は受人の方は、道路の拡幅で農地を収用でとられたため、どうしても隣地である申請地が欲しいということで売買となりました。そのため、金額的にはかなり高い金額となっています。

白井委員 わかりました。

議長 他にはありませんか。

委員 議長	「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。
委員全員 議長	「異議なし」 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 続きまして、議案第 44 号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。 番号 1 番及び 2 番の 2 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。説明させていただきます。 議案第 44 号、8 ページをご覧ください。 議案第 44 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。 番号 1 番は、畑作による経営です。特例農地の 8 筆はコスモス等花の栽培です。 番号 2 番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 3 筆はいも等の野菜の栽培、2 筆はもも等果樹の栽培です。 この 2 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。 なお、市街化区域内の農地は番号 2 番に 4 筆ありました。 以上です。
議長	内容については、ただいまの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。 質疑、意見のある方は、発言願います。
委員 議長	「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。 本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。
委員全員 議長	「異議なし」 異議なしと認めます。

		よって本案は、さよう決しました。
		続きまして、議案第 45 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。
		番号 1 番及び 2 番の 2 件を一括上程いたします。
		内容については、事務局に説明を求めます。
事務局		はい、議長。説明させていただきます。
		議案第 45 号、9 ページをご覧ください。
		議案第 45 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
		番号 1 番は、果樹による経営です。特例農地の 3 筆は柿の栽培です。
		番号 2 番は、水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の 8 筆は水稻の栽培、6 筆はキャベツの栽培、4 筆はハウスにおける花の栽培です。
		この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。
		なお、市街化区域内の農地はありません。
		以上です。
議長		内容については、ただいまの説明のとおりです。
		それでは質疑に入ります。
		質疑、意見のある方は、発言願います。
委員		「進 行」
議長		進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
		これより採決に入ります。
		本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。
委員全員		「異議なし」
議長		異議なしと認めます。
		よって本案は、さよう決しました。
		続きまして、議案第 46 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

事務局

番号1番から4番の4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

議案第46号、10ページをご覧ください。

議案第46号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の5筆は柿の栽培、23筆はの保全管理、うち1筆の一部には堆肥舎が建築されておりました。

番号2番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の4筆は水稻の栽培、2筆は保全管理です。

番号3番は、水稻による経営です。特例農地の3筆は水稻の栽培です。

番号4番は、果樹による経営です。特例農地の1筆はいちじくの栽培です。

この4件については、議案に記載の推進委員の皆さんに現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。

なお、番号1番の1筆の一部には堆肥舎がありましたが、20年前の納税猶予を受けた時点では、畑として利用されていて、その後建てて現在に至ります。税務署にはその旨報告となりますが、それによって納税猶予に係る期限の確定の対象となる転用にはあたりません。

また、市街化区域内の農地はありません。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 47 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 47 号 農業振興地域整備計画の変更について 説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画は、昭和 47 年 3 月 17 日に策定され、その後、おおよそ 5 年に一度全体見直しを行うほか、毎年 4 回、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る随時変更を行ってきました。直近の全体見直しにつきましては平成 27 年度に行っています。

今回の全体見直しにつきましては、以前より本計画に記載されていますほ場整備事業実施に伴い、その事業費捻出のための手法として、産業用地創出の位置づけが必要となったため、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定による計画変更を行うものです。

このことにつきましては、さる 8 月 21 日火曜日の農地審査会において議案に付すことについて了解いただいたうえで、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項に基づき、意見を願います。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての農業委員会の意見は、「農業振興地域整備計画の変更について支障はない。」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 11 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 23 番までの 23 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 11 番までの 11 件、及び 16 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 33 番までの 33 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、8 月 20 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は宅地と農地課税、2 番は農地課税、3 番は雑種地と農地課税、4 番は宅地と雑種地が離分で課税されていました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局豊橋支局登記官からの照会です。

市街化区調整域で、農用地区域内の農地で、備考欄に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただきました結果、現況は、山林化している部分もありましたが、農地性はありましたので、「農地性あり」として 8 月 22 日付けの事務局長名で回答いたしました。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番については、名古屋地方裁判所豊橋支部裁判官からの照会です。

市街化区域内の農地で、備考欄に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただきました結果、平成 19 年 1 月に農地転用の届出も提出済みで、現況も駐車場として利用され、農地でないことを確認いたしました。

これらの内容を 8 月 23 日付けの事務局長名で回答いたしまし

た。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる
議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行
運営委員会議を開催いたします。 （午前10時15分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。 （午前10時18分再開）

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時25分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成30年8月28日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(6 番 今泉 武男 委員)

議事録署名者
(7 番 神谷 明男 委員)